

# 一般社団法人日本ファクタリング業適正化協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ファクタリング業適正化協会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人は、ファクタリング業者の業務の適正な運営を確保し、もってファクタリング業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 協会員が関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。
- (2) 協会員に、法令及び定款、業務規程その他の規則を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは従業員が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款、業務規程その他の規則に違反する行為を防止し、資金需要者等の信頼を確保すること。
- (3) 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況を調査すること。
- (4) 協会員及び協会との間で紛争等解決業務に関する手続実施基本契約を締結したファクタリング業者（本条及び次条において「協会員等」という。）が営むファクタリング業の業務に対する資金需要者等からの苦情の解決を図ること。
- (5) 協会員等が営むファクタリング業の業務に関する紛争解決手続を実施すること。
- (6) 資金需要者等に対する債権買取に関する相談又は助言その他の支援を行うこと。
- (7) 協会員の役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。
- (8) 金融に係る知識の普及及び啓発を図ること。
- (9) ファクタリング業に関する課題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。
- (10) 協会員間及びファクタリング業に關係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。

- (11) ファクタリング業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する業務を行うこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成に必要な業務を行うこと。
- 2 当法人は、前項に規定する業務を円滑に行うため、その業務規程において次の各号に掲げる事項を定める。
- (1) 協会員が営むファクタリング業に係る不相当額買取の防止に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
  - (2) 協会員がそのファクタリング業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項
  - (3) 協会員がそのファクタリング業の業務に関して行う勧誘に関する事項
  - (4) 協会員がそのファクタリング業の業務に関して行う債権の取立てに関する事項
  - (5) 協会員に対する監査に関する事項
  - (6) 協会員等が営むファクタリング業の業務に対する資金需要者等（債務者等であった者を含む。）からの苦情の解決に関する事項
  - (7) 協会員等が営むファクタリング業の業務に係る紛争解決手続の実施に関する事項
  - (8) 資金需要者等に対する買取及び取立に関する相談又は助言その他の支援に関する事項
  - (9) 資金需要者等による買取自粛の申告と対応に関する事項
  - (10) ファクタリング業の業務に従事する者に対する研修に関する事項
  - (11) ファクタリング業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する事項
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事項
- （公告の方法）

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

### （入社）

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

### （経費等の負担）

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければ

ならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役 員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 5名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### (取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、50万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

### （構成）

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### （権限）

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

### （招集）

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### （議長）

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### （決議）

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### （報告の省略）

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

### （議事録）

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基 金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならぬ。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

### 第8章 定款の変更、解散及び清算

#### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

#### (残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 附 則

#### (最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

#### (設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 村澤眞一郎 梅田充昭 高安聰

設立時代表理事 村澤眞一郎

設立時監事 高橋 正晴

#### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都新宿区二丁目12番8号

設立時社員 ピーエムジー株式会社

東京都中野区中野三丁目28番23-2階

設立時社員 株式会社ライジング・インベストメントマネジメント

#### (法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ファクタリング業適正化協会の設立をするため、設

立時社員ピーエムジー株式会社外 2 名の定款作成代理人黒田真紀子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 2 年 6 月 27 日

設立時社員 東京都新宿区新宿二丁目 12 番 8 号  
ピーエムジー株式会社  
代表取締役 佐藤 貢

設立時社員 東京都中野区三丁目 28 番 23-2 階  
株式会社ライジング・インベストメントマネジメント  
代表取締役 吉田 博

上記設立時社員の定款作成代理人  
東京都中央区日本橋人形町三丁目 3 番 5 号 F  
ノースブルー司法書士事務所  
司法書士 黒田 真紀子